贈与税申告受付中

所得税の確定申告は十六日から

申告期限は三月十六日

贈与税の申告が二月二日から、また所得税の確定申告が二月十六日から始まります。どちらも申告期限は三月十六日（三月十五日が日曜日のため）ですが、期限が間近になると窓口の混雑が予想され、落ち着いて相談ができないことがあります。申告は、できるだけ早めに済ませましょう。

贈与税は、個人から贈与を受けた現金、預貯金、有価証券、土地家屋、事業（農業）用財産、貴金属、宝石、書画骨とうなどの合計額が一年間に六十万円を超えた部分についてかかります。

なお、親子や夫婦など特別な関係にある人との間の金銭の貸借には、その返済について「ある時払いの催足なし」とか、「出世払い」のようなものがありますが、このように形式的には金銭の貸借になっていても、実質的に贈与を認められるものについては、贈与税の課税対象となります。

贈与を受けた財産の評価額や贈与税の計算などで、わからないことがありましたら、お気軽に新津税務署（☎22―2151）へお問い合わせください。

危険物取扱者保安講習

消防法により、危険物製造所、貯蔵所または取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者（受講義務者）および現在は従事していないが、講習を希望する危険物取扱者を対象に、保安講習が行われます。

□受付期間…二月十三日～二十日
□講習日…三月二日、三日
□ところ…新潟市消防局
□申請手数料…二千七百円
□講習用教材…会員は千円、非会員は二千円

受講申請手続きなどくわしいことは、消防本部（☎22―0175）へお問い合わせください。

危険物取扱者試験

□試験の種類…乙種第四類、丙種
□願書の受付け…二月二日～六日
□試験日…三月十三日
□試験場所…新潟市、長岡市、上越市、新発田市
□受験手数料…乙種は三千四百円、丙種は二千七百円

試験についてのくわしいことは、消防本部（☎22―0175）へお問い合わせください。

重度障害者福祉手当などを振り込みます

重度障害者福祉手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の十一月分から一月分までの手当を二月十日に受給者の皆さんの口座に振り込みます。

児童手当を振り込みます

児童手当の十月分から一月分までの手当を二月二十日に受給者の皆さんの口座に振り込みます。

私たちの共有財産 エネルギー資源を大切に

―2月は省エネ月間―

1人1人が省エネを心がけ、エネルギーを効率よく利用しましょう

わたしたちの生活の三要素――「衣・食・住」を支えているのは、石油、石炭、LNG（液化天然ガス）、原子力といったエネルギー資源です。これらのエネルギーは、電気、ガス、交通手段、住宅建材、衣服などに転換、加工され、幅広く使われています。

現在、エネルギー資源の八割以上が輸入品です。つまり、日本で使用するエネルギー源のほとんどは、諸外国に頼っているのです。しかも、それらの資源は、〝永遠の恵み〟ではありません。これら有限のエネルギー資源は、いわば〝国民の共有する財産〟です。

二月は「省エネルギー月間」です。一人一人が上手に効率よくエネルギーを使うことを心がけましょう。

□とき…二月十五日（日）の午前八時三十分から受付け
□ところ…新津近郷アームストロング卓球大会
□内容…個人戦、ダブルス戦（中学生男子・女子、高校一般男子・女子）
□参加料…個人戦一百円、ダブルス戦一組三百円
□申込み…二月十三日までに社会体育課（☎22―0916、市民会館）または卓球連盟事務局（横野スポーツ店内☎22―0509）へ（ダブルス戦は、当日受け付けます）

参加者を募集

お買物、ご用命は市内で

銘菓 栗太郎
和洋御菓子司
田家屋
新津市本町四
TEL (22)〇四三〇

銘菓 雪かこい
和洋御菓子司
駿河屋
新津市本町二
TEL (22)〇五四三

おいしさに健康をプラスして
春のおくりもの
"フルーツ盛合せ"
＊お見舞、引出物、お供にご用命下さい。
＊お手持ちのカゴにも詰合せ承ります。
フレッシュでおいしい果物の店 やまいし
新津市本町3
TEL 23-0397

児童手当 支給対象児童が変更に

四月一日から実施されます―＊

児童手当制度が昨年の六月に改正され、支給対象児童が段階的に変わります。

現在は、昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童を含む十八歳未満の児童二人を養育している人、または義務教育終了前の児童を含む十八歳未満の児童三人以上を養育している人に支給されていますが、今年の四月一日から来年の三月三十一日までは、次の児童が児童手当の対象になります。

□**第二子分**…昭和六十二年四月一日現在で四歳未満
□**第三子以降**…昭和六十二年四月一日現在で九歳未満

このため、四月一日からは次の人に児童手当が支給されます。

□**受給資格**…次の①または②に該当し、③を満たす人

①…昭和五十八年四月二日以後に生まれた児童を含む十八歳未満の児童二人以上を養育している人
②…昭和五十三年四月二日以後に生まれた児童を含む十八歳未満の児童三人以上を養育している人
③…昭和六十年中の所得が、表一の額を超えていない人

なお、①または②に該当し、③の所得制限額を超えた人で、被用者年金（厚生年金など）に加入している人は、特例給付を受けられます。この場合の所得制限は表二の額になります。

□**支給額**

●二人目の四歳未満（昭和六十二年四月一日現在）の児童…月額二千五百円
●三人目以降の九歳未満（昭和六十二年四月一日現在）の児童…月額五千円

受給該当者は届出を忘れずに

児童手当の支給対象となる児童を養育されている人は、早めに届け出をしてください。

□**申請対象者**

●新規申請…新たに受給資格を得る人、または現在受給資格のある人
●手当額改定請求…現在、児童手当、特例給付を受給している人で、支給要件児童（十八歳未満の養育されている児童）のうち、昭和五十八年四月二日以後に生まれた児童が、支給要件児童数から一人減じた数のある人（例＝支給要件児童が三人の場合、昭和五十八年四月二日以後に生まれた児童が二人いる人）

□**支給方法**

二月、六月、十月の三回、それぞれの月の前月までの手当額を支給します。なお、昭和六十二年三月三十一日までに申請した人は、昭和六十二年四月分から支給。それ以後は、申請した翌月分から支給します。

□**申請受付け**…次のものを持参のうえ、市社会福祉事務所へ

●持参するもの…印鑑、養育者名義の預金通帳の口座番号、国民年金手帳または勤務先の事業主による年金加入証明（年金加入証明は、厚生年金などの被用者年金加入者のみ必要です。用紙は、市社会福祉事務所に用意してあります）、昭和六十一年度の所得証明（児童手当用・昭和六十一年一月二日以後に転入された人）

なお、公務員はいままでどおり職場から支給されます。

くわしいことは、市社会福祉事務所社会係（☎24―2111内線271、272）へお問い合わせください。

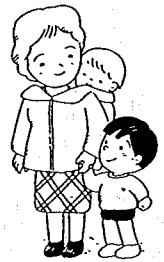

児童手当は2人目は4歳未満、3人目以降は9歳未満に支給

所得制限表

表1　児童手当

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	1,330,000円	2,136,000円
1	1,630,000	2,564,000
2	1,930,000	2,993,000
3	2,230,000	3,406,000
4	2,530,000	3,781,000
5	2,830,000	4,156,000

表2　特例給付

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	3,075,000円	4,463,000円
1	3,375,000	4,838,000
2	3,675,000	5,213,000
3	3,975,000	5,588,000
4	4,275,000	5,963,000
5	4,575,000	6,300,000

注　昭和61年6月から昭和62年5月まで適用
老人扶養親族がある場合はこの額に1人につき60,000円加算

青少年に関する相談は「教育相談」を

青少年育成相談センターでは、幼児から高校生くらいまでの悩みごとなどについて、次のように相談を受け付けています。

□**定期「教育相談」**
♡とき…二月十八日（水）、三十五日（水）の午前九時三十分～午後四時
♡ところ…図書館二階
♡電話番号…24―8888
※定期相談日以外でも相談を受け付けています。

□**電話相談（専用電話）**
♡とき…平日は午前九時～午後四時（土曜日は正午まで）、日曜、祝日は休みます）
♡電話番号…24―8888

くわしいことは、青少年育成相談センター（☎22―0204）へお問い合わせください。

お買物、ご用命は市内で

市役所前 靴のイザワ
靴なら何でも揃うイザワ
＊あるく楽しさをお届けする――＊
TEL 22-0625

あなたの安心を企画する
㈲樋口保険企画
新津市金沢町3丁目
☎22-6774
35才(男・女)
保険料月2,650円
入院日額5,000円(730日)
病気8日以上、ケガ5日以上
手術5万円・10万円・20万円
死亡 50万円
自己負担額が増大するいま、確かな備えを！
新 病気・ケガ入院保険（ほとんどの病気・ケガ保障）